

都城工業高等専門学校学生食堂業務委託実施細目

都城工業高等専門学校学寮給食及び学生食堂業務委託に係る学生食堂業務の実施細目を次のとおり定める。

1. 営業日及び営業時間

学生食堂の営業日及び営業時間は次のとおりとする。(資料5参照)

ただし、委託者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

また、受託者の都合で営業日及び営業時間を変更しようとする場合は、受託者は最低1カ月前までに委託者に文書で申し出を行い、その許可を得なければならない。

受託者は、営業日及び営業時間の変更がある時は、食堂入口にその旨を掲示するものとする。

営 業 日	営 業 時 間
土・日曜日、祝日、お盆、年末年始、昼食を必要としない学校行事日を除く毎日	午前10時から午後2時まで

2. 献立等に関する事項

- (1) 献立内容及び金額の設定については、受託者に一任するものとする
- (2) 受託者は、毎日の献立表を一週間単位で作成し、実施一週間前までに委託者に提出すること。なお、献立内容を変更しようとするときは、実施3日前までに委託者に申し出て、その指示を受けなければならない。
- (3) 同じ献立を繰り返すことがないように配慮すること。
- (4) 米飯はおかわりができること。

3. 献立の表示

受託者は、食堂入口に提供する献立を表示すること。(様式8)

4. 特別食について

営業日及び営業時間以外で、学生がクラブ合宿等のため食事を必要とする場合は、給食業務に支障のない範囲で対応すること。

5. この実施細目に定めのない事項及び変更を要する事項が生じた場合は、その都度委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。